

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

債務超過!

直前3期分の決算書で判断

～ 決算書 ちょっと待って、来年許可の更新では? ～

申請先都道府県ごとに異なる「経理的要件」
場合によっては不許可! 決算期終了前に税理士に確認!

日本には、国の許認可等の根拠法令の条項数等で言うと、約15,500もの許認可等が存在し、その内の多くは「人」、「物」、「金」に対する要件が定められています。

産業廃棄物に関する許可も同様ですが、特に「金」に関しての要件が厳しく定められており、場合によっては「不許可」となることがあります。

今回は許可申請者が法人の場合の「新規許可申請」、及び5年（優良事業者は7年）に一度の「更新許可申請」時、品目追加等による「変更許可申請」時の経理的要件についてお伝えします。

経営が順調に推移していれば問題ありませんが、突発的に大きな経費を支出して債務超過（直前期の自己資本比率が0%未満）になってしまうと大変です。加えて直前3期の経常利益の平均値や直前期の経常利益についてもプラスとマイナスの組み合わせでケース分けされ、ケースによって追加書類が必要となる場合があります。

皆様の業務に直結する許可の申請時、特に債務超過時に注意を要する経理的要件について、東海三県の状況を取りまとめました。

東海三県共に債務超過で直前3期の経常利益（又は純利益）の平均値及び直前期の経常利益がいずれもマイナスの場合は許可の取得はできません。

■ 愛知県

直前3期の経常利益（減価償却費を含む。愛知県において以下同じ。）の平均値及び直前期の経常利益のケースによって、追加資料として、今

後5年間の収支計画を反映した中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書が必ず必要となる場合や、直前期の自己資本比率又は流動比率の状況、さらに経常利益の伸び率の状況等で経営診断書が必要となる場合があります。

■ 岐阜県

債務超過と組み合わせている要件が、直前3期の経常利益の平均及び直前3期の純利益の平均となっていることが、他の2県とは異なります。

・追加資料

- ①今後5年の利益計画が含まれた中小企業診断士の経営診断書や公認会計士が作成した事業改善計画書が必要。
- ②借入金により資金を調達する場合等は、金融機関が発行した借入残高証明書及び金融機関が発行した返済予定表の提出が必要。

■ 三重県

追加資料は岐阜県の①、②と同じです。

経理的要件は、決算期と申請時期の関係も微妙に影響しますが、直前3期分の決算書で判断されます。

新規許可申請だけでなく、更新や品目追加等をする場合の変更許可申請、処理施設に対する設置・変更許可申請に対しても適用されます。ぜひ顧問の税理士さんには産廃の経理的要件をお伝えしていただき、每期ご確認をしていただくようお願いいたします。